

原議保存期間	30年(平成63年3月31日まで)
有効期間	一種(平成63年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

警察庁丙企画発第1号  
平成31年4月1日  
警察庁長官官房長

警察法の一部を改正する法律等の施行について（通達）

警察庁の組織改正を内容とする警察法の一部を改正する法律（平成31年法律第13号）が本日公布され、即日施行された。また、警察庁組織令をはじめとする下位法令についても同日付で改正された（公布された法令及び新旧対照条文は別添のとおり）。

改正の要点は下記のとおりであるが、この度の組織改正は警察庁が国の機関として警察運営の企画・立案、調整等の事務を効果的に実施する観点から行うものであり、各都道府県警察の組織に反映することを想定したものではないことに留意されたい。また、既に発出された通達等に今回の改正に係る組織を含む場合には適宜読み替えるなどし、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下法令の条項は、この度の改正による改正後の条項を示している。

記

## 第1 警備運用部の設置等

### 1 警備運用部の設置（警察法第19条第2項及び第24条第3項）

大規模災害発生時や大規模警備実施時に的確に指導・調整機能を発揮できるよう、警備局に警備運用部を置くこととされた。

### 2 警備第一課及び警備第二課の設置（警察庁組織令第36条第3項並びに第41条及び第42条）

警備運用部に警備第一課及び警備第二課を置くこととされた。警備第一課では、部の事務の総合調整、警備実施（警備第二課が所掌するものを除く。）、機動隊の管理一般、警衛、警護に関すること等を所掌し、警備第二課では、大規模な災害、テロ等の事案に対処するための計画及びその実施、法の規定に基づく核燃料物質の防護等、災害警備に関すること等を所掌することとされた。

また、この度の改正を機に、これまで生活安全局地域課で所掌していた雑踏警備に関する事務は警備第一課が所掌し、これまで地域課で取り扱っていた事案で、被害が相当程度に達するおそれがあるなど災害に該当するものについては警備第二課で扱うこととされた。

## 第2 企画・立案機能の強化

### 1 企画課の設置等（組織令第7条及び第9条）

警察行政に関する総合的又は基本的な政策の企画・立案及び総合調整に関する事務を重点的に扱うため、長官官房に企画課を設置することとされ

た。企画課では、これまで総務課が所掌していた上記の事務や法令案の審査に関する事務等、今回廃止することとされた国際課が所掌していた国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務のほか、統計に関する事務の総括に関する事務を所掌することとされた。

## 2 地域課の生活安全企画課への統合等（組織令第11条並びに第14条及び第15条）

地域における安全・安心を確保するための施策を一層推進するため、様々な防犯活動をはじめ、地域警察官の活動を含む幅広い警察力の運用の在り方を一体的・総合的に検討していく必要があることから、上記の企画課の設置と併せ、地域課を生活安全企画課に統合することとされた。これに伴い、生活安全企画課に地域警察指導室を設置することとされた（警察法施行規則第18条）。

また、この度の改正を機に、地域課が所掌していた遺失物法の施行に関する事務及び警察用航空機の運用に関する事務を長官官房会計課に移管することとされた。

## 第3 中国四国管区警察局の設置等（警察法第30条及び第31条の2並びに警察庁組織令第49条）

中国管区警察局及び四国管区警察局を統合し、中国四国管区警察局を設置し、同局に四国警察支局を設置することとされた。

## 第4 その他

### 1 その他の組織改正

長官官房に審議官級の公文書監理官を充て職により設置することとされたほか（組織令第2条の2）、長官官房人事課に人材戦略企画室及び教養企画室を、交通局運転免許課に国際対策室を、情報通信局情報通信企画課に先端技術導入企画室を、それぞれ設置することとされた（警察法施行規則第9条、第10条、第45条及び第57条）。

### 2 組織改正以外の改正事項（警察法施行令附則第25項及び第27項）

成田国際空港警備隊の体制の見直しに伴い、千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例及び階級別定員の基準の特例を改めることとされた。

(別添 略)